

# ざ・えぬびー



Vol.15 2018.9月号



from事務局

9月29日はふぐの日

一般社団法人関西ニュービジネス協議会(NBK)事務局通信

## NBKニュービジネスカフェのご案内



世界初の「ブレディングプロセス・アウトソーシング」ビジネス  
～どんな粉ものでも、何種類でも、どんな量でも混ぜられます～

- 講師 旭製粉株式会社 代表取締役 西田定氏
- 日時 2018年9月7日(金) 18:00～19:00
- 会場 独立行政法人中小企業基盤整備機構近畿本部 セミナールーム(予定)  
大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング27F TEL 06-6264-8611
- 参加費 無料

主催 :(一社) 関西ニュービジネス協議会(NBK)  
共催 : 中小機構 近畿、日本政策金融公庫 大阪創業支援センター、  
(予定) 京都創業支援センター、神戸創業支援センター

### 【お申込み先】

一般社団法人関西ニュービジネス協議会  
TEL:06-6947-2851 FAX:06-6947-2852 E-mail:nbk@nb-net.or.jp



## NBKフェスタ2018のご案内



- 日時 平成30年11月19日(月)14:00～20:00(予定)  
場所 グランフロント大阪北館 ナレッジキャピタル  
7Fイノベーションハブ 及び 1Fカフェラボ  
対象者 中小企業経営者、起業予定者、支援機関関係者、  
全国のニュービジネス協議会会員など  
参加費用 5,000円(税込・予定)※交流パーティー参加費  
来場予定者 約150名  
内容 ※予定  
14:00～14:10 開会式  
14:10～15:20 NBKニュービジネスアワード公開プレゼンテーション  
15:30～16:20 スーパープレゼンテーション  
16:30～17:20 ビジネスプランスタジアム  
17:30～18:10 NBKニュービジネスアワード投票結果発表・表彰式  
18:20～20:00 交流パーティー



## ★クイズです!★



【D】【P】【Q】【X】

上の4つと同じタイプは【N】と【T】どちら?



## あとがき



猛暑、豪雨、地震、台風...自然現象に翻弄された今年の夏もそろそろ終わりを迎え、「夜長月」ともいわれる9月になりました。だんだん長くなる夜の時間、日照時間が短くなり、気温の低下と共に人間の活動を支える活力が低下していくそうです。冬に動物の一部が冬眠するのその為です。人間は冬眠はしませんが、爽やかな秋を迎え冬までの間の一番活動的な時期NBKも活発に活動してまいります!!9月からは2学期の始まった学校での「16歳からの起業塾」実施、10月には奈良ブロック、兵庫ブロックの例会(皆様には追ってご案内致します)、10/17～『JNB新事業創出フォーラムin北海道』、11/19は『NBKフェスタ2018』と皆様のご協力なくしては成り立たない事業が目白押しです。NBKはこれからも少しでも皆様のビジネスのお役に立てるような活動をしてまいりますので皆様のご協力とご参加をお願い致します。NBK公式SNS(FB/Twitter/Instagram)のフォローも是非お願いします。HPも随時更新しております。また、会員企業のメディア掲載情報もどしどしお寄せ下さい。

## 行政関連のお知らせ



### 「地域未来牽引企業」の選定・公表に向けて 候補企業の推薦をいたします

経済産業省では、昨年7月に施行された「地域未来投資促進法」により、今後地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業「地域経済牽引事業」を促進されています。

今般、この関連施策として今後の地域経済を牽引することが期待される魅力ある企業を「地域未来牽引企業」として選定・公表するため、当該候補企業の推薦を受け付けておられます。

当協議会より会員企業の推薦をさせていただきますのでご希望の方は9月3日までに、事務局までご連絡下さいませようよろしくお願い申し上げます。(tel:06-6947-2851)



- ◆受付期間: 平成30年7月31日(火)～9月7日(金)
- ◆募集対象: 株式会社、事業協同組合、NPO法人等の国内において事業を行う法人
- ◆選定の観点: 「事業の特徴」、「経営の特徴」、「地域貢献期待」の観点から総合的に評価

※推薦に関する詳細は、以下URLをご参照ください。

[http://www.kansai.meti.go.jp/7kikaku/miraikenin/180731\\_miraikeninkigyoto.htm](http://www.kansai.meti.go.jp/7kikaku/miraikenin/180731_miraikeninkigyoto.htm)

## みんなのギモン 専門家がお答えします



- Q. 創業記念で支給する記念品や永年にわたって勤務している人の表彰に当たって支給する記念品などを贈る場合、課税対象となる? 課税対象とならない要件は?
- A. 創業何十周年記念等に際して支給する記念品や永年勤続表彰のための記念品については、次の掲げるような要件を満たす場合には、課税されません。
- ① 永年勤続者表彰のための記念品で受表彰者の地位等に照らして社会通念上相当と認められるものであり、かつ、おおむね10年以上の勤続年数の者を対象とするもの(2回以上表彰を受けるものについては、おおむね5年以上の間隔において行われるものであること) <所得税法基本通達 36-21>
  - ② 創業何十周年均等に際して支給する記念品で、その処分見込価額が10,000円以下であり、かつ、おおむね5年以上の間隔において支給されるもの《所得税法基本通達 36-22》

(注)処分見込価額については、消費税を含めないこととされています。したがって、10,810円(10,810円×100÷108=10,009円.....10円未満の端数切捨て)以下である場合は、課税されることはありません。なお、税務調査等で否認された場合には、給与所得として源泉所得税が課税されますので注意してください。記念品として金銭を支給する場合には、給与として処理する必要があります。また、旅行券などを支給する場合には、その旅行券を使用してその支給額に相当する金額以上の旅行をしたことを証する書類(旅行会社等に支払った際に交付される領収書など)をその支給を受けた者から提出させるなどの措置を講じる必要があります。

★お答えくださった人: 税理士 大谷 富太郎 氏

### ※質問募集中!!

ご質問があれば、質問事項・メールアドレス・所属・氏名・電話番号を明記し、「専門家がお答えします」宛宛にお送りください。

(送付先アドレス: nbk@nb-net.or.jp)

## 発行元: 一般社団法人関西ニュービジネス協議会

〒540-0034 大阪市中央区島町1-2-3 三和ビル8F

TEL 06-6947-2851 FAX 06-6947-2852

http://www.nb-net.or.jp nbk@nb-net.or.jp

◎◎ツイッター → @NBK10

◎◎フェイスブック → @nb.kansai 「いいね!」をお願いします!

